

「判定の基本方針」

(一財) 日本建築センター
構造判定部・大阪事務所

当センターでは、指針告示（平成19年国土交通省告示第835号）第2に基づき構造計算適合性判定を実施するとともに、統一された考え方のもとで適切に行われるよう、下記①～④に示す「判定の基本方針」を定めています。

また、質疑書を通知する際には、担当判定員とは別の判定資格者等が質疑内容を確認し、判定の基本方針に沿っているか、不適切な質疑がないか、質疑が分かりやすい表現となっているか等を確認しています。これらの取り組みにより、判定員による質疑内容のばらつきの防止に努めていますが、質疑内容について不明な点や疑義がある場合には、お気軽にお問い合わせいただき、担当判定員と直接やり取りしていただけるようにしています。

① 「モデル化」や「計算過程の適切さ」の審査に重点を置いた質疑とします。

工学的な判断を伴うモデル化の妥当性、解析方法・算定式とそこで使用する各種数値の妥当性及び演算過程とその結果の妥当性に関して重点的に審査し、妥当性が確認できない事項や不明確な点について質疑します。

② 「推奨事項」については、原則として質疑しません。

推奨事項は質疑しないことを原則としますが、架構の特徴、構造計算の全体の流れ、モデル化、仮定条件等を総合的に判断し、設計の考え方について質疑することがあります。質疑する場合には、申請者等の考え方を問う形式とし、強制しているのではないことが分かる文章とします。

③ 建築主事等の審査範囲（図書の不整合、記載不備、仕様規定等）については、原則として質疑しません。

建築主事等の審査範囲（例えば、構造図の断面リストと計算書の断面リストとの整合性チェック）については質疑しないことを原則としますが^(注)、想定しているモデル化に影響する事項等、構造耐力への影響が大きいと思われる事項については質疑することがあります。

④ 法令に定められていない「施工方法」や「品質管理」に関する事項は、原則として質疑しません。

施工方法（施工手順等）や品質管理に関する事項については質疑しないことを原則としますが、想定しているモデル化や応力伝達に影響する事項等、構造耐力への影響が大きいと思われる事項については質疑することがあります。

(注) 申請にあたってのお願い

構造計算適合性判定の申請図書等については、図書相互の整合性の確認を十分に行った上で、ご提出ください。